



当局参加者に要求を訴える管理職ユニオン四役

**管理職ユニオンニュース**  
国土交通省

No366号  
2022年10月20日

【発行】  
国土交通省管理職  
ユニオン

【所在地】  
東京都千代田区  
霞ヶ関2-1-2 中央  
合同庁舎2号館  
TEL 03-3509-1138

【Email】  
k-union@aloha.ocn.ne.jp

【ホームページ】  
<http://www.k-unionnetwork/>

9月30日  
官房長会見

職場の生の声、

宇野大臣官房長に直接伝える！

去る9月30日に、管理職ユニオンは、宇野大臣官房長と四役会見を行いました。会見では、昨年大会以降取り組んだ「管理職員等業務実態アンケート」の結果について追及し、職場の切実な実態を再認識させています。

■災害対応で交替制等ルール化は急務の課題！

会見では、冒頭、亀井委員長から、①歪（いびつ）な年齢構成の実態 ②進まない6級昇格改善 ③不透明な定年延長制度 ④労使関係の改善 とりわけ、アンケートで明らかになった職場の管理職の声をぶつけまし

た。

宇野大臣官房長からは、「職場で管理職員が先頭に立ち業務を遂行していることにお礼を申し上げる」との謝辞が述べられました。しかし、具体の指摘に対する回答は、用意されたメモを読み上げる程度に留まっています。

■定年延長  
定年後の選択肢は、  
どんな仕事を行う  
のかを示すことが  
重要！

会見は時間も短く儀礼的なやりとりとなっており、ユニオンは、『長期化かつ大規模化している災害に持続的継続的に対応するため、交替制等のルール化は急務の課題』である事を追及し、『定年延長で給与等の説明はあっても、どんな仕事をするのか示されていない。再任用での短時間勤務或いは民間再就職と比較できる選択肢を示すべき』。更には、若手への技術力継承では『求められているのは行政としての「判断力」や「現場対応力』『教育・研修は現場での実践が積み重ね



宇野大臣官房長からの回答（要旨）

《増員》 査定当局に対し防災減災・国土強靱化をはじめとする業務の重要性や職場の実態を説明しながら、必要な要員の確保及び組織の整備に引き続き最大限努力してまいります。

《定年延長》 すべての職員の働き方改革に資するようシニア職員の具体的な職務フローや若年層の職員との職務分担、人事運用の見直し等について検討しているところ。

られる工夫を』『何よりも余裕が持てる環境とするために増員を』との追及を行っています。管理職ユニオンは、こうした要求を実現していくよう、引き続き国土交通省当局及び地方整備局に対して折衝交渉で迫ってまいります。

最近の各支部の活動を紹介します。

### ■7月23日中部支部大会開催

「無理な工事発注(標準断面発注、地元等末調整)が増加している」「女性係長が産休に入っても任期付き職員等の補充がない」「超勤上限規制の遵守は言うが、どうしたら守れるかの指導がない」「出勤できない若手職員が増えている」など中部地整の職場がギリギリの状態にある事を確認し、こうした課題を改善させる運動方針を確認。

### ■7月25日近畿支部と近畿地方整備局長との会見

職場にはメンタルも含め体調を崩す人が多い。地方の事務所では新規採用が集

申し、新任係長、新任課長が上司につき仕事を教える余裕が無い。局長からは「明るく楽しく風通し良い職場」を目指すことを回答。

## 職場の声(管理職職場実態アンケート)を元に！ 全国各支部で職場環境改善を迫り！！

### ■7月26日 東北支部、人事院東北事務局交渉

職員で30歳台が少ないため、再任用フルタイムが出張所係長へと配置されている。新規採用者を含めた定数確保のためにも、再任用フルタイムは定数の枠外に。現役並みの手当の改善についても迫り。

### ■8月3日中国支部、中国整備局と折衝

管理職緊急アンケートの職場の声を元に、「交替要員を考慮した防災体制の充実」、「定年延長後の給与よりも、「働き方」を早急に示すこと」を迫り。中国当局は、「苦勞してもらっていることは分かるが、災害対策計画書に第一陣、第二陣、第三陣と決めておくことは難しい。」と不十分な回答。

### ■関東・中部・中国支部 独自で管理職緊急アンケート取りまとめ

管理職緊急アンケートでは、多くの管理職から切実な思いが寄せられました。多くの支部が支部集約結果を独自で取りまとめ、職場を変えるため宣伝討議資料を作っています。多くの管理職と職場の皆さんで、ともに働きがいある職場へ転換させていきましょう！



人事院 HP より転載

退職年次が引き上げられても、「役職定年」と「給与は退職時7割」！  
60歳を超えての体力の問題もあって、「どんな仕事をするのが最も知りたい」が職場の思いです。

## ◆ 職員の生年と定年引上げスケジュール

令和5年度より、定年60歳(原則)が2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13年度に65歳(原則)となります。

職員の生年 (年度)	定年年齢 (年度)	60歳		61歳		62歳		63歳		64歳		65歳						
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	
昭和36年度 (S36.4.2~S37.4.1生)	令和3年度	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳											
昭和37年度 (S37.4.2~S38.4.1生)	令和4年度	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳										
昭和38年度 (S38.4.2~S39.4.1生)	令和5年度	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳									
昭和39年度 (S39.4.2~S40.4.1生)	令和6年度	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳								
昭和40年度 (S40.4.2~S41.4.1生)	令和7年度	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳							
昭和41年度 (S41.4.2~S42.4.1生)	令和8年度	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳						
昭和42年度 (S42.4.2~S43.4.1生)	令和9年度	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳					
昭和43年度 (S43.4.2~S44.4.1生)	令和10年度	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳				
昭和44年度 (S44.4.2~S45.4.1生)	令和11年度	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳			
昭和45年度 (S45.4.2~S46.4.1生)	令和12年度	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳		
昭和46年度 (S46.4.2~S47.4.1生)	令和13年度	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	

注1) は定年に達する年齢及び年度  
 注2) は、本人の希望により、令和4年度までは現行の再任用職員として、令和5年度以降は暫定再任用職員として勤務(任期:1年を超えない範囲内、最長65歳に到達する年度末まで更新可能)  
 注3) は、引き続き常勤職員として勤務する場合は、当分の間、俸給月額が7割水準。また、管理監督職の職員については役職定年制により非管理監督職に異動。短時間勤務を希望する場合は、退職した上で、定年前再任用短時間勤務職員として勤務(任期:常勤職員の定年退職日に当たる日まで)。